

暴風警報・特別警報発表の場合の授業対応について

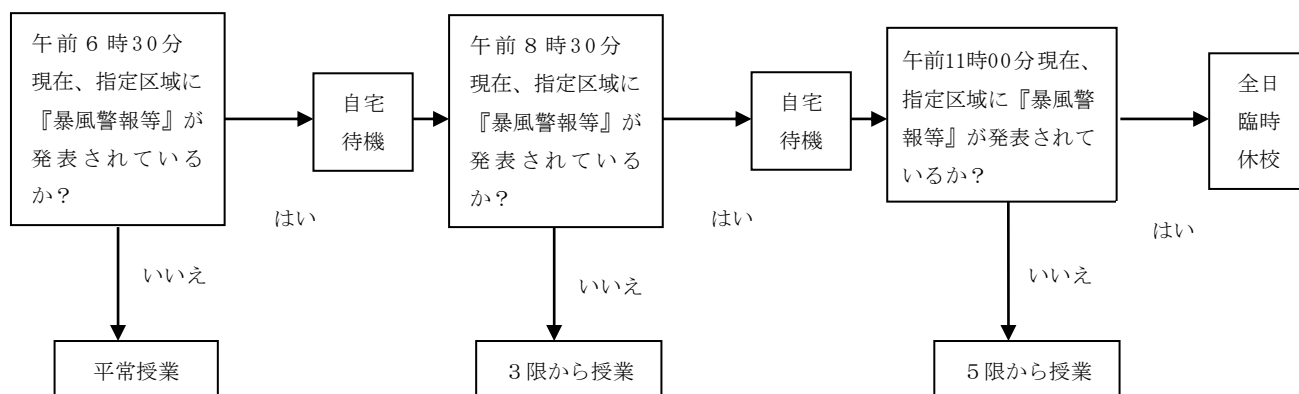
テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に注意して、「京都府南部」「京都・亀岡」または「京都市」（以下、指定区域と記す）に『暴風警報等（※注）』が発表されている場合の授業の扱いは、以下のとおりとします。

※注 『暴風警報等』は次のいずれかとする。

- ①「暴風警報」 ②すべての「特別警報」 ③「特別警報」解除後切り替わったすべての「警報」
- ④学校所在地への「避難勧告」「避難指示」

◎『暴風警報等』が発表されたときの対応手順

- (1) 午前6時30分現在で解除されている場合 → 平常授業
- (2) 午前8時30分までに解除された場合 → 3限（10:55）の授業から授業開始
- (3) 午前11時00分までに解除された場合 → 5限（13:30）の授業から授業開始
- (4) 午前11時以降、引き続き暴風警報または特別警報が発表されている場合 → 終日臨時休校（登校しないこと）



「大雨警報」や「大雨洪水警報」その他各種注意報が「京都府南部」「京都・亀岡」または「京都市」に発表されていても「暴風警報」または「特別警報」が発表されない限り授業は平常どおりに行います。ただし、「暴風警報」または「特別警報」が発表されていない場合でも、居住地や通学路周辺で避難勧告等が出された場合や、気象状況及び交通機関の運休等により安全に登校できないと判断した場合は、学校に連絡の上登校を控えてください。

また、特別警報が警報に切り替わった場合でも、自宅待機を継続します。

たとえば、大雨特別警報から大雨警報に切り替わった場合でも自宅待機を継続します。これは、大雨特別警報解除後も河川の増水・氾濫、道路冠水、土砂災害などにより通学路の安全が確保できない状況も考えられるためです。

また、生徒が在学中に暴風警報または特別警報が発表された場合は、状況判断の上で措置をとります。